第67号様式

(表)

|  |  |
| --- | --- |
| 請書(工事関係以外) | 給付の内容 |
| 　 |
| 契約代金 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 収入印紙 | 　 | 　 |
| 契約保証金 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| (別紙見積書のとおり。) |

|  |  |
| --- | --- |
| 支払請求受理箇所 | 　　　　　　　　代金支払箇所 |
| 契約の履行期限 | 　　　　年　　月　　日まで |
| 給付の目的物の納入または引渡し | 場所 | 方法 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連帯保証人 | 債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他損害金の支払 | 住所氏名 |
| ㊞ |
| 代って給付を完成することの保証 | 住所氏名 |
| ㊞ |

|  |
| --- |
| 頭書の　　については、上記の事項及び裏面記載の条項を約諾の上、これを履行します。　　　　　年　　月　　日　　　　(契約の相手方の住所氏名)　　　　㊞　　契約権者　氏名　殿 |

(裏)

1　給付の目的物は、別紙設計書、仕様書及び裏面記載の特約条項に基づき、頭書のとおりこれを　　　　に納入または引き渡すこと。

2　貴殿の書面による承諾を得ないで、給付の全部または大部分の履行を一括して第三者に請け負わせ、若しくは委任させ、またはこの契約によって生ずる権利若しくは義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、若しくは担保に供しないこと。

3　貴殿の都合により給付の内容を変更し、または給付を一時中止されること。この場合、貴殿において、頭書の期限によることができないと認めるときは、当該期限を伸縮され、または頭書の代金額を増減されること。

4　前項の場合において、当方が損失を受けたときは、当事者双方が協議して定めた金額を補償されること。

5　給付が完了したときは、貴殿にその旨を通知すること。この場合、貴殿はその通知を受けた日から起算して　　日以内に給付の完了の確認または検査を了すること。

6　前項の確認または検査の結果、不合格となった給付の目的物については、遅滞なく、これを補修の上再確認または再検査を受けること。

7　頭書の代金は、給付の目的物の納入または引渡し後、所定の手続に従ってした支払の請求が頭書の箇所において受理された日から30日以内に頭書の箇所において支払われること。

8　貴殿の都合により、契約の全部または一部を解除された場合において、当方が損失を受けたときは、当事者双方が協議して定めた金額を補償されること。

9　頭書の期限までに給付を完了しないときは、遅延日数1日につき、頭書の代金額の1／1,000の割合で計算した金額を遅延利息として貴殿に納付し、または当方の受け取るべき代金のうちからこれを差し引かれること。

10　頭書の期限までに、若しくは期限の経過後相当の期間内に給付を完了する見込がないとき、またはこの請書の条項に違反したときは、貴殿において、いつでもこの契約を解除されること。この場合、当方は頭書の代金の1／10に相当する金額を違約金として、貴殿に納付し、または当方の受け取るべき代金のうちからこれを差し引かれること。

11　給付の目的物の瑕疵またはその瑕疵によって生じた貴殿の損害については、給付の目的物の納入または引渡し後1カ年間担保の責に任ずること。

12　この請書に定めない事項または疑問を生じた事項については、当事者双方が協議して定めること。